

平成 26 年 2 月 13 日

各 位

大阪市東成区大今里南六丁目1番1号  
コクヨ株式会社  
代表取締役社長執行役員 黒田 章裕  
(コード番号 7984 : 東証 1 部)  
問合せ先 財務経理部長 小嶋 浩毅  
(TEL : 06-6976-1221)

## 当社株式の大規模買付行為への対応策（買収防衛策）の継続に関するお知らせ

当社は、平成 19 年 4 月 23 日開催の当社取締役会において、当社の企業価値および株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、特定の株主または株主グループによって当社株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策を決定し、平成 19 年 6 月 28 日開催の当社第 60 回定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき、当該対応策を導入いたしました。

その後、当社は、平成 23 年 2 月 15 日開催の当社取締役会において、当該対応策の内容の一部を改定した上で当該対応策を継続することを決議し、平成 23 年 3 月 30 日開催の当社第 64 回定時株主総会において株主の皆様のご承認を頂いております（以下、かかる改定後の対応策を「旧施策」といいます。）。

旧施策の有効期間は、平成 26 年 3 月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとされていることから、当社は、旧施策の継続以降の法令改正、買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、改めて旧施策の在り方について更なる検討を行いました。その結果、本日開催の当社取締役会において当社取締役全員の賛成により、平成 26 年 3 月 28 日開催予定の当社第 67 回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」といいます。）において株主の皆様のご承認が得られることを条件として、旧施策の内容の一部を以下のとおり改定し、継続することを決議いたしましたので、お知らせいたします（以下、かかる改定後の対応策を「本施策」といいます。）。

なお、当該取締役会には、社外監査役 2 名を含む当社監査役 4 名全員が出席し、本施策の具体的運用が適正に行われることを条件として、監査役全員が本施策に異議がない旨の意見を述べております。

平成 25 年 12 月 31 日現在における当社の大株主の状況は、別紙 1 に記載のとおりです。また、本日時点において、当社取締役会が特定の第三者から大規模買付行為を行う旨の通告や提案を受けている事実はありません。

本定時株主総会において本施策の継続に関する株主の皆様のご承認が得られた場合には、本対応策の有効期間は、平成 29 年 3 月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとなります。

本施策の主な改定内容は次のとおりであります。実質的な内容についての大幅な変更はありません。

- ① 大規模買付行為の範囲の拡充
- ② 大規模買付者に対して提供を求める情報の項目の追加
- ③ 語句の修正および文言の整理

## 第1 本施策導入の目的について

### 1. 本施策の目的

本施策の目的は、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損し、あるいは、中長期的に見てそれらの確保・向上に資さないおそれのある大規模買付行為（以下に定義します。）に対して適切な対応を行うことにあります。

本施策の適用対象となる「大規模買付行為」は、(i)特定株主グループ（以下に定義します。）の議決権割合（以下に定義します。）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注1）の買付行為もしくは結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為またはその提案（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いませんが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為またはその提案を除きます。）、または、(ii)前記(i)の各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下、本項において同じとします。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者（以下に定義します。）に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し、もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係（注2）を樹立する行為（注3）（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合（以下に定義します。）の合計が20%以上となるような場合に限ります。）であります（以下、かかる大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）。

特定株主グループとは、①当社株券等の保有者（注4）およびその共同保有者（注5）、②当社株券等の買付け等（注6）を行う者およびその特別関係者（注7）、または③前記①および②に該当する者の関連者（注8）をいいます。議決権割合とは、特定株主グループが前記①の場合においては当該保有者の株券等保有割合（注9）をいい、特定株主グループが前記②の場合においては当該買付け等を行う者および当該特別関係者の株券等所有割合（注10）の合計をいいます。

(注1) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。

(注2) 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し、もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社の株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該大規模買付者および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。

(注3) 所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本文の所定の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

(注4) 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

(注5) 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。

(注6) 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。

(注7) 金融商品取引法第 27 条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下、同じとします。

(注8) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され、もしくはその者と共同の支配下にある者(当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。)、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」(会社法施行規則第3条第3項に定義されます。)をいいます。

(注9) 金融商品取引法第 27 条の 23 第4項に規定する株券等保有割合をいい、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数をいいます。)も計算上考慮するものとします。

(注 10) 金融商品取引法第 27 条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。

## 2. 当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保・向上の取組みについて

### (1) 企業価値の源泉について

当社は、明治 38 年（1905 年）に和帳の表紙店として創業し、「商品を通じて世の中の役に立つ」ことを企業理念として事業を営んでまいりました。また、「面倒で手間のかかることに真正面から取り組むことで、世の中の役に立つ新たな価値を創り出す」という創業の精神「カスの商売」は、今なお変わることなく当社の DNA として根付いております。

以来、当社は事務用紙製品分野からオフィスファニチャー分野へと事業領域を拡大し、国内最大級の総合オフィスサプライヤーへと成長してまいりました。

現在では、ステーションナリーおよびオフィスファニチャー製品の製造・販売にとどまらず、オフィス・店舗・官公庁・学校・病院等の空間構築設計・施工・コンサルティング、個人向け高級家具の販売、オフィス用品の通信販売など、商品だけでなくサービスも含めた総合提案力によって、お客様の課題解決を一手に担うことのできる世界でも稀な存在の企業グループへと進化を遂げております。

当社および当社グループは、商品およびサービスを通じてお客様の知的活動（Knowledge Work）をサポートし、「創造性」、「効率性」、「快適性」をもたらすという他社には追従できない価値を提供し続ける企業グループでありたいと考えます。

このような理念に基づいて行われる商品・サービス開発は、利用者の視点に立ったものづくり等に反映されており、数々のユニバーサルデザイン商品や環境対応商品として、また空間価値構築サービスとして具現化されております。

### ① ブランド力

当社グループは、日本国内において、総合オフィスサプライヤーとして非常に高いブランド力を有しており、ユニバーサルデザイン商品や環境対応商品等、独創的で付加価値の高い際立った特徴を持つ商材を数多く取り揃え、ユーザー層から高い支持を得ております。

個別の商品分野においては、「キャンパスノート」、「フラットファイル」、「ハリナックス」等、その分野の代名詞ともいわれる商品を多数取り揃えております。

### ② 独特のビジネスモデル

当社グループは、ステーションナリー商材およびファニチャー商材の製造販売を行っております。各々の商材を個別に取り扱う企業は数多く存在しますが、当社グループは、両商材の製造販売を行っていることから、オフィスに関するサービス・ソリューションをグループを挙げて提供・完遂できる独特のビジネスモデルを構築しております。

### ③ 販売力

当社グループは、グループ販売会社、代理店、小売店等の事業パートナーを通じて、他の追随を許さない強固な販売網を確立しております。

また、オフィス関連用品の通信販売事業では、お客様の多様なニーズに応じた高品質のサービス体制を敷いております。

## (2) 企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保・向上に向けた施策

当社グループの各事業会社は、独自の強みを発揮し、相互に補完しあうことでグループ全体としての競争力を高め、コクヨブランドに対する顧客および取引先等の信頼感向上の実現に努めることを通じて、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保および更なる向上に邁進していく所存であります。

### ① 事業機軸経営の推進

事業機軸経営という経営の仕組みを一層推進することで、お客様の課題（困りごと）をトータルに解決する事業総合力を強化し、お客様に選ばれ続ける企業グループとして進化し、収益力の拡大を図ります。

### ② アジア市場に根付くための構造改革

より強靱な事業体質に生まれ変わるため、海外市場とりわけアジア市場における売上高の拡大を目的に、必要な投資と事業戦略の立案・実行に注力し、真のアジア企業を目指します。

### ③ 企業文化・風土の強みの結集

各事業が独自の企業文化・風土を醸成する一方、グループ全体としての強みを結集して新しいブランド価値の創造を目指します。

## (3) コーポレート・ガバナンスについて

当社は、コーポレート・ガバナンス水準の向上と経営の透明性の確保に向けた監督・監視機能の拡充を図るため、平成 23 年には、社外取締役（独立役員）2 名を招聘したほか、常勤取締役 1 名を社外から招聘しております。翌平成 24 年には、社外取締役（独立役員）1 名を増員し、取締役のうち 3 名は社外取締役（独立役員）であります。また、監査役 4 名のうち 2 名は社外監査役（独立役員）であります。

取締役の任期は 1 年であり、取締役の選解任のための株主総会決議要件の加重等は採用しておりませんので、株主の皆様は、株主総会における過半数の決議（普通決議）による取締役の選解任を通じて、本施策に対するご意思を反映させることも可能であります。

なお、本定時株主総会における取締役選任議案において社外取締役 1 名を増員を予定しており、株主の皆様によるご承認が得られた場合には、更なるガバナンス体制の強化と経営の透明性の確保が図られます。

以上のとおり、創業以来蓄積されてきた幅広いノウハウと豊富な経験、ならびに株主、顧客、取引先、従業員および地域社会等のステークホルダーとの間に築かれた良好な信頼関係を維持・促進するとともに、グループ一丸となって事業基盤の強化・再構築に努めていくことによって、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保・向上が実現されるものと考えます。

### 3. 本施策の必要性

近時、わが国の資本市場においては、対象となる会社の経営陣の賛同を得ることなく、一方的に大規模な株式の買付けを強行するといった動きが一部に見受けられます。

もとより、当社は上場会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社株券等の大規模な買付けであっても、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の支配権移転を伴う買収提案についての判断は、当然ながら、最終的には当該時点における株主の皆様、当社の企業理念や経営戦略をご理解頂いた上で、適切にご判断頂くべきものであるとと考えております。

しかしながら、こうした大規模な株式の買付けの中には、その目的等から見て発行会社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主や取締役会が大規模な株式の買付けの内容等を検討し、あるいは取締役会が代替案を提案するための十分な情報や時間を提供しないもの等、発行会社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を毀損しかねない行為も少なからず存在します。

言い換えれば、流通構造の変化に伴う価格競争の激化や原材料・為替高騰などによる厳しい事業環境のなか、当社がステーションアリーおよびファニチャーの各商材を取り扱い、オフィス・執務空間に関するサービス・ソリューションの提供を継続しながら、企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を確保・向上をさせていくためには、代理店、小売店等の事業パートナーとの信頼関係や人的資産を中長期的視点で育成し、優良な顧客基盤を維持・拡大することが必要不可欠ですが、買付者がかかる状況に対してどのような認識を有し、また、どのような経営方針を有しているかなどについての十分な情報がなければ、株主の皆様や当社取締役会において当該買付けが当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に資さないものかどうか判断することは極めて困難です。

また、外部者である買付者からの大規模な株式の買付けの提案を受けた際には、前記の諸点のほか、当社の有形無形の経営資源、将来を見据えた施策の潜在的効果、その他の当社の企業価値を構成する要素等、さまざまな要素を適切に把握した上で、当該買付けが当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要がありますが、かかる判断にはある程度の時間が必要です。こうした事情に鑑みて、当社取締役会は、当社株券等に対する大規模買付行為が行われた際に、これに応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が株主の皆様のために代替案を提示し、大規模買付者と交渉を行うこと等を可能にするために必要な情報や検討・評価期間を確保することにより、当該買付けを一定期間停止させ、必要に応じて対抗措置を講じることをもって、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保・向上に反する大規模買付行為を抑止する枠組みが不可欠であると判断し、本施策を継続することを決議いたしました。

## 第2 本施策の内容について

### 1. 本施策の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき本施策の手続（後記2.）と、大規模買付行為に対して当社が採りうる大規模買付対抗措置（後記3.）から構成されております。

本施策において、まず、当社は、大規模買付者に対し、株主の皆様の判断および当社取締役会の検討・評価のための情報提供（後記2.（1））と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与（後記2.（2））を要請いたします。

次に、当社取締役会は、大規模買付者が本施策の手続を遵守しない場合または大規模買付行為によって当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益が著しく毀損されるものと判断する場合に、一定の要件のもと大規模買付対抗措置として新株予約権無償割当て等を決議するものとします（後記3.（2）、（3））。

なお、本施策に基づく大規模買付対抗措置を機動的に実施するため、新株予約権の発行登録を行う場合があります。

#### （1）定時株主総会における承認

本施策の継続は、株主の皆様の意思を反映するため、当社定款第18条の規定に基づき、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を得ることを条件といたします。

#### （2）独立委員会の設置

本施策に基づき大規模買付対抗措置を発動するか否かは、最終的には当社取締役会により決定されますが、当社取締役会による恣意的な判断を防止し、当社取締役会の判断の客観性、公正性および合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した立場の当社社外取締役、社外監査役または社外有識者のみから構成される独立委員会を設置いたします（後記2.（3））。

独立委員会規則の概要につきましては、別紙2をご参照ください。なお、本施策に基づく独立委員会の委員には、別紙3に記載の各氏が就任する予定であります。

### 2. 本施策の手続

#### （1）取締役会に対する情報提供

大規模買付者は、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、当社株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な情報（以下、「本情報」といいます。）を日本語による書面をもって提供するものとします。これは、当該大規模買付行為に関して株主の皆様が適切な判断を行い、かつ当社取締役会が適切な検討・評価を行うことを目的としております。

具体的には、大規模買付者は、大規模買付行為を行おうとする場合には、当社に対して、日本語による書面によって、大規模買付者の名称、住所または本店所在地、代表者の氏名、国内連絡先、設立準拠法（外国法人の場合）および提案する大規模買付行為の概要を明示し、かつ、本施策の手続を遵守する旨の誓約書（意向表明書）を提出するものとします。なお、意向表明書には、大規模買付者の商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類を添付するものとします。

当社は、大規模買付者に対して、かかる意向表明書受領後10営業日以内に、大規模買付者が当初当社に提供すべき本情報のリストを交付するものとします。大規模買付者は、

当社に対して、本情報のリスト交付日から起算して60日以内に本情報について日本語による書面をもって回答するものとします。本情報の一般的項目は以下のとおりです。

- ① 特定株主グループ（大規模買付者を含む。以下、同じ。）の概要（沿革、役員構成、役員の氏名・略歴、過去の法令違反の有無およびその内容、主要業務、主要株主または主要出資者（所有株式数または出資割合上位10位）、グループ組織図、直近3カ年の有価証券報告書またはこれに相当する書面、連結財務諸表を含む。）
- ② 大規模買付行為の目的（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為実行後における当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等（金融商品取引法第27条の26第1項、同法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等をいう。）を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要を含む。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載する。）、方法および具体的内容（大規模買付行為による取得を予定する当社の株券等の種類および数、大規模買付行為の対価の額および種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性ならびに大規模買付行為の実行の可能性等を含む。）
- ③ 特定株主グループの株券等保有割合および株券等所有割合
- ④ 大規模買付行為における当社株券等の買付価格の算定根拠、取得資金の裏付けならびに資金調達の具体的内容および条件
- ⑤ 特定株主グループが当社の経営権を取得した場合における、経営方針、経営計画、事業計画、財務政策、資本政策、配当政策、経営権取得後3年間の経営・財務諸表の目標数値および算出根拠、ならびに役員候補者およびその略歴（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含む。）（ただし、大規模買付者による買収提案が少数株主が残存しない100%現金（円貨）買収の場合、本号の情報の提供は概略のみで足りるものとする。）
- ⑥ 特定株主グループと当社グループの主要取引先との間の従前の取引関係および競合関係
- ⑦ 大規模買付行為実行後における、大規模買付者のグループ内における当社グループの役割
- ⑧ 当社株主（特定株主グループを除く。）、当社グループの従業員・取引先・顧客、地域社会等の利害関係者との関係について、大規模買付行為実行後に予定する変更の内容
- ⑨ 現金以外の対価をもって大規模買付行為を行う場合における対価の価額に関する情報
- ⑩ 大規模買付行為のために投下した資本の回収方針
- ⑪ 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問わない。）および関連性が存在する場合にはその内容
- ⑫ 特定株主グループによる、当社株券等または当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況および契約状況ならびに当社株券等の貸株・空売り等の状況
- ⑬ 大規模買付者が提供する本情報を記載した書面の記載内容が重要な点において真実かつ正確であり、重要な事実につき誤解を生ぜしめる記載または記載の欠落を含まない旨の責任者による宣誓

なお、大規模買付者から当初提出された情報だけでは本情報として不十分であると認められる場合、当社取締役会は大規模買付者に対し、十分な本情報が揃うまで更に 30 日を上限として追加的に日本語による書面での情報提供を求めることがあります。

また、当社取締役会は大規模買付者が出現したことを当社取締役会が認識した場合はその事実について、意向表明書または本情報を受領した場合はその受領の事実について、速やかに情報開示を行います。大規模買付者が提出した本情報は、株主の皆様の判断に必要かつ適切と認められる範囲において、その全部または一部について適時適切な情報開示を行います。

## (2) 取締役会における検討および評価

大規模買付者が当社取締役会に対して追加的な情報提供を含む本情報の提出を完了した日から 60 日間（大規模買付行為が対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）または 90 日間（その他の大規模買付行為の場合）の期間を、当社取締役会による本情報の検討および評価、大規模買付者との交渉および協議、大規模買付行為に関する意見形成、株主の皆様に対する代替案の作成および提示等を行うための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付者は、取締役会評価期間の末日が経過するまで、大規模買付行為を開始することができないものとします。なお、取締役会評価期間の始期および終期については、速やかに情報開示を行います。

当社取締役会は大規模買付者からの情報提供を受けながら、提供された本情報の検討および評価を行い、当社取締役会としての意見を慎重に取り纏めます。また、当社取締役会は大規模買付者からの意見について、株主の皆様への判断に必要かつ適切と認められる範囲において適時適切な情報開示を行います。

## (3) 独立委員会

当社取締役会は大規模買付者の本施策の手続を適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会を設置します。独立委員会の委員は 3 名以上で構成し、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した立場の当社社外取締役、社外監査役または社外有識者が独立委員会の委員に就任します。当社取締役会は大規模買付者からの情報提供期間中、本情報ならびに本情報の取締役会による評価および分析結果を独立委員会に提供します。独立委員会は、取締役会の諮問に基づき、取締役会による評価、分析結果および外部専門家の意見を参考にして、また、判断に必要と認める情報等を自ら入手、検討して、①本施策の対象となる大規模買付行為への該当性、②大規模買付対抗措置の発動または不発動、③大規模買付対抗措置の中止、④その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項について決定し、その決定内容およびその根拠資料その他独立委員会が必要と認める情報・資料等をもって当社取締役会に対し、勧告を行います。

独立委員会は、一旦当該勧告を行った後でも、大規模買付者が大規模買付行為を中止または撤回した場合等、当該勧告の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて検討を行い、当社取締役会に対して、大規模買付対抗措置の発動または中止等（新株予約権無償割当ての実施、新株予約権無償割当ての中止および新株予約権の取得を含みます。）に関する勧告を行うことができるものとします。

当社取締役会は大規模買付者からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を取り纏めて情報開示を行います。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模



買付行為に関する条件改善について交渉および協議を行い、当社取締役会として株主の皆様に対し、代替案を提示することがあります。

### 3. 大規模買付対抗措置

#### (1) 大規模買付対抗措置の内容

大規模買付者が本施策の手続に従うことなく大規模買付行為を行った場合等、後記(2)において述べる一定の大規模買付対抗措置の発動の要件を充たす場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置として当社株主に対する新株予約権無償割当てを決議することができるものとします。また、会社法その他の法律および当社定款上で認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には、当該その他の対抗措置を用いることがあります。

株主に対する無償割当ての方法によって発行される新株予約権無償割当ての概要は、別紙4に定めるとおりとします。この新株予約権には、一定割合以上の議決権割合となる特定株主グループに属する者による権利行使は認められない旨を定めた行使条件や、かかる特定株主グループに属する者以外の新株予約権者が所有する新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項など、大規模買付行為に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項などを設けることが予定されています。

#### (2) 大規模買付対抗措置の発動の要件

当社取締役会が、具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議することができるのは、次の各号に定める要件を具備する場合に限るものとします。

- ① 大規模買付者が意向表明書を当社取締役会に提出せず、またはその他本施策の手続に定める十分な情報提供を行うことなく大規模買付行為を行った場合、大規模買付者が取締役会の評価期間が経過する前に大規模買付行為を行った場合、その他大規模買付者が本施策の手続を遵守しなかった場合は、当社取締役会は、大規模買付対抗措置の発動を決議することができるものとします。
- ② 大規模買付者が本施策の手続を遵守した場合は、当社取締役会が、意向表明書および本情報の内容を検討・評価した結果、当該大規模買付行為に反対の意見を有するに至ったときでも、当該大規模買付行為につき反対意見を表明し、または当社の経営方針等について当社取締役会としての代替的提案を提示することはあっても、原則として大規模買付対抗措置の発動を決議しないものとします。  
ただし、大規模買付者が本施策の手続を遵守した場合であっても、大規模買付行為が当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく毀損すると判断されたときは、当社取締役会が相当な大規模買付対抗措置の発動を決議することを否定するものではありません。具体的には、次の各号のいずれかの類型に該当する場合には、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益を著しく毀損する大規模買付行為に該当するものと考えます。

- (i) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、専ら当社の株価を上昇させて株式を高値で当社関係者等に引き取らせることにある場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- (ii) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社の事業経営上必要な不動産、動産、知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先、顧客等その他の当社グループの資産を特定株主グループに移譲させることにある場合

- (iii) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、当社グループの資産の全部または重要な一部を当該大規模買付行為に係る特定株主グループの債務の担保や弁済原資として流用することにある場合
- (iv) 当該大規模買付行為または経営権取得の目的が、主として、会社経営を一時的に支配して、当社グループの所有する不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをすることにある場合
- (v) 当該大規模買付行為が、最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付けを行うなど、株主に当社株式の売却を事実上強要するおそれのある場合
- (vi) 当該大規模買付行為または経営権の取得により、当社の株主はもとより、顧客、取引先、従業員、地域社会その他の利害関係者の利益を含む当社の企業価値を著しく毀損するおそれがある場合
- (vii) 当該大規模買付行為に係る買付けの条件（対価の価額・種類、買付けの時期、買付方法の適法性、買付実行の実現可能性、買付け後における当社グループの従業員、取引先、顧客その他利害関係者の処遇方針等を含む。）が当社の本源的価値に鑑みて著しく不十分または不相当である場合

### (3) 大規模買付対抗措置の発動の手続

当社取締役会が具体的な大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたっては、当社取締役会の判断の客観性および合理性を担保するため、独立委員会の意見・勧告を最大限尊重し、また、外部専門家等の助言を受けながら、会社法上の機関としての決議を速やかに行うものとします。

また、当社取締役会は、一旦対抗措置を発動すべきか否かについて決議した後であっても、大規模買付者が大規模買付行為を中止または撤回した場合等、当該決議の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、改めて独立委員会に諮問した上で再度審議を行い、独立委員会の意見・勧告を最大限尊重した上で、大規模買付対抗措置の発動または中止等を決議することができるものとします。

当社取締役会は、前記決議を行った場合、当該決議ならびに独立委員会の意見および勧告の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について速やかに情報開示を行います。

## 4. 本施策の有効期間ならびに廃止および変更

本施策の有効期間は、平成 29 年 3 月に開催予定の当社定時株主総会終結の時までとします。

ただし、当該定時株主総会終結時において、現に大規模買付行為を行っている者または大規模買付行為を企図する者であって当社取締役会が定める者が存在している場合には、当該行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。また、本施策の有効期間満了前であっても、当社取締役会は、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保または向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策について随時見直しを検討します。かかる検討の結果、本施策を廃止することが適切であると判断される場合、本施策はその有効期間中であっても、当社取締役会による廃止の決議により、その時点で廃止されるものとします。

また、関係法令の新設または改廃により、本施策の規定に修正を加える必要が生じた場合には、当該法令の趣旨に従い、かつ、本施策の基本的考え方に反しない範囲で、適宜本施策の文言を読み替えるものとします。

### 第3 本施策の合理性について

本施策は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を以下のとおり充足しており、また、経済産業省に設置された企業価値研究会が平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度な合理性を有するものです。

#### 1. 企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保・向上の目的

前記第1において述べたとおり、本施策は、株主をして大規模買付行為に応じるか否かについての適切な判断を可能ならしめ、かつ当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害を防止するため、大規模買付者が従うべき本施策の手続、ならびに当社が発動しうる大規模買付対抗措置の内容および発動要件を予め設定するものであり、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保および向上を目的とするものです。

また、前記第2において述べた本施策の手続の内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保および向上という目的に照らして合理的であり、当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保および向上に資するような大規模買付行為までも不当に制限するものではないと考えます。

#### 2. 事前開示

本施策における本施策の手続の内容ならびに大規模買付対抗措置の内容および発動要件は、いずれも前記第2において具体的かつ明確に示したところであり、株主、投資家および大規模買付者にとって十分な予見可能性を与えるものであると考えます。

#### 3. 株主意思の反映

本施策は、株主意思を適切に反映させる機会を確保するため、当社定款第18条の規定に基づき、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られることを条件として継続するものであり、本定時株主総会において株主の皆様のご承認が得られない場合、本施策は継続されません。また、本施策の有効期間は、平成29年3月開催予定の定時株主総会終結の時までの3年間ですが、たとえ有効期間の満了前であっても、当社取締役の任期は1年であり、株主総会における過半数の決議（普通決議）による取締役の選解任を通じて本施策に対する株主の皆様のご意思を反映させることも可能であります。なお、有効期間満了後は当社株主総会において本施策の継続または新たな内容の施策の導入等に関して株主の皆様のご意思を確認させて頂くことを予定しております。

したがって、本施策の継続、廃止または変更の是非の判断には、株主総会における決議を通じて株主の皆様のご意思を反映させる仕組みになっているものと考えます。

また、本施策は、本施策に基づく大規模買付対抗措置の発動または不発動の判断を株主の皆様が取締役に委ねる前提として、当該大規模買付対抗措置の発動の条件を個別の場合に応じて具体的に設定し、株主の皆様を示すものです。

したがって、当該発動条件に従った大規模買付対抗措置の発動は、株主の皆様のご意向が反映されたものとなります。

#### 4. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保

本施策においては、前記第2の3.(2)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的な判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、本施策においては、前記第2の3.(3)のとおり、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、本施策においては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えます。

### 第4 本施策が株主および投資家に及ぼす影響について

#### 1. 本施策が株主および投資家に及ぼす影響

本施策は、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、株主および投資家の法的権利および経済的利益に影響を及ぼすものではありません。

本施策は、当社の株主をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えます。

なお、大規模買付者が本施策の手続を遵守するか否かにより、大規模買付行為に対する当社の対応が異なる可能性がありますので、株主および投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

#### 2. 大規模買付対抗措置の発動が株主および投資家に及ぼす影響

大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利または経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の法的権利または経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定されておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令および金融商品取引所規則に従って、適時適切な情報開示を行います。

大規模買付対抗措置として株主の皆様に対する無償割当ての方法によって新株予約権の発行がなされる場合、新株予約権の行使に際し、株主の皆様には、株式を取得するために、所定の権利行使期間内に一定の金額の払込み等を行って頂く必要があります。かかる手続を行わない場合は、当該株主の議決権保有割合が希釈化することになります（なお、別途、株主様ご自身が特定株主グループに属する者でないことを誓約し、かかる誓約に虚偽が存した場合には交付された当社株式を直ちに返還するとの文言を含む当社所定の書式による書面をご提出頂く場合があります。）。ただし、当社が新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を交付することができるのと取得条項が定められた場合において、当社が取得の手続を取ったときは、取得の対象となる新株予約権を保有する株主は、金銭を払い込む

ことなく当社株式を受領することになり、その保有する株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、保有する株式全体の価値の希釈化は生じません。

なお、新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が新株予約権無償割当てを中止し、または無償割当てされた新株予約権を無償で取得する場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、特定株主グループの株主の法的権利または経済的利益に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、それ以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定されておりません。もっとも、新株予約権それ自体の譲渡は制限されているため、新株予約権無償割当てに係る基準日以降、新株予約権の行使または新株予約権の当社による取得の結果、株主の皆様が株式が交付される場合には、株主の皆様が株式が交付されるまでの期間、株主の皆様が保有する当社株式の価値のうち新株予約権に帰属する部分については、譲渡による投下資本の回収はその限りで制約を受ける可能性がある点にご留意ください。

また、社債、株式等の振替に関する法律の規定により、新株予約権の行使の結果として交付される当社普通株式については、特別口座に記録することができませんので、株主の皆様が新株予約権を行使する際には、証券口座等の振替口座を開設して頂く必要がある点にご注意ください。

以 上

(別紙1)

当社株式の状況 (平成 25 年 12 月 31 日現在)

1. 発行可能株式総数: 普通株式 398,000,000 株
2. 発行済株式総数 : 普通株式 128,742,463 株
3. 大株主の状況

株 主 名	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合 (%)
コクヨ共栄会	8,920	6.93
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	5,280	4.10
コクヨエンタープライズ(株)	4,181	3.25
コクヨ共和会	3,671	2.85
公益財団法人黒田緑化事業団	3,603	2.80
(株)三井住友銀行	2,650	2.06
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	2,349	1.82
コクヨグループ従業員投資会	2,194	1.70
黒田 耕司	2,024	1.57
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	2,007	1.56
合 計	36,882	28.65

(注) 上記のほか、当社は自己株式 10,454 千株 (8.12%) を保有しております。

以 上

(別紙2)

### 独立委員会規則の概要

- ・ 構 成
  - ・ 委員会の委員は3名以上で構成し、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社の①社外取締役、②社外監査役、③社外の有識者のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会が選任する。
  - ・ 社外の有識者は、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通する者、実績のある会社経営者、当社の事業に精通する者もしくは会社法等を主たる研究対象とする研究者、またはこれらに準ずる者でなければならない。
  - ・ 社外の有識者は、別途当社に対する善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結する。
- ・ 任 期
  - ・ 委員の任期は、選任の時から平成28年12月期に関する定時株主総会の終結の時までとする。
  - ・ 委員が当社の社外取締役または社外監査役でなくなった場合（再任された場合を除く。）には、委員としての任期も同時に終了する。
- ・ 招 集
  - ・ 各委員は、大規模買付行為がなされようとする場合、その他いつでも委員会を招集することができる。
- ・ 権 限
  - ・ 委員会は、次に掲げる事項について決定し、取締役会に勧告する。
    - ①本施策の対象となる大規模買付行為への該当性の判断
    - ②本施策に基づく対抗措置の発動または不発動
    - ③本施策に基づく対抗措置の中止
    - ④本施策に基づく対抗措置に係る新株予約権の取得
    - ⑤その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が委員会に諮問した事項
  - ・ 委員会は、必要に応じて次に掲げる事項を行うことができる。
    - ①大規模買付者が提供した本情報および当社取締役会が提供した情報の分析および評価
    - ②本施策が遵守されたか否かの判断
    - ③当社の企業価値および会社の利益ひいては株主共同の利益の確保・向上に必要な事項であって当社取締役会が諮問した事項
    - ④その他本施策において委員会が行うことができるものと定められた事項
- ・ 決 議
  - ・ 委員会の決議は、原則として委員全員が出席し、その過半数をもって行う。
- ・ その他
  - ・ 委員会は、当社の費用で独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、コンサルタント、その他の専門家を含む。）の助言を得ること等ができる。

以 上

(別紙3)

独立委員会委員の氏名および略歴

1. 中川 一已 (なかがわ かづみ)

<昭和16年4月9日生>

昭和39年 4月 三井物産株式会社入社  
平成 9年 6月 同取締役  
平成12年 6月 同代表取締役、常務取締役  
平成14年 4月 同代表取締役、専務執行役員  
平成14年10月 同代表取締役、副社長執行役員  
平成16年 6月 同顧問  
平成18年 7月 日本ユニシス株式会社顧問

2. 高橋 明人 (たかはし あきと)

<昭和50年3月30日生>

平成12年 4月 弁護士登録 (第二東京弁護士会)  
アンダーソン・毛利法律事務所 (現アンダーソン・毛利・友常  
法律事務所) 入所  
平成17年 5月 ニューヨーク州弁護士登録 (ニューヨーク州弁護士会)  
平成19年 3月 西村孝一法律事務所入所  
平成21年 9月 高橋・片山法律事務所開設 (現在に至る)  
平成24年 3月 日本カーボン(株)社外監査役 (現在に至る)  
平成24年12月 (株)ACKグループ社外監査役 (現在に至る)

3. 水野 裕 (みずの ゆたか)

<昭和21年8月28日生>

昭和44年 4月 松下電器産業株式会社 (現パナソニック株式会社) 入社  
平成10年 4月 アジア松下電器株式会社 (現パナソニックアジアパシフィック  
株式会社) 代表取締役社長  
平成12年 7月 松下電器産業株式会社 (現パナソニック株式会社) C I S 中近  
東アフリカ本部長  
平成15年 1月 同パナソニックオートモーティブシステムズ社副社長  
平成15年 4月 同パナソニックオートモーティブシステムズ社副社長兼パナソ  
ニックカーエレクトロニクス(株)代表取締役社長  
平成16年 6月 同役員  
平成23年 6月 参天製薬株式会社社外監査役 (現在に至る)  
平成25年 3月 当社社外監査役 (現在に至る)

以 上



(別紙4)

## 新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権付与の対象となる株主およびその割当条件  
当社取締役会が決定し公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の保有する当社普通株式を除く。）1株につき1個以上で当社取締役会が定める数の割合で新株予約権を割り当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類および数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 割り当てる新株予約権の総数  
割り当てる新株予約権の総数は、当社取締役会が決定し公告する基準日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた数を上限として、当社取締役会が定める数とする。
4. 新株予約権の払込金額  
無償とする。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、各新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。
6. 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権の譲渡による取得については、当社の取締役会の承認を要するものとする。
7. 新株予約権の行使条件  
新株予約権の行使条件は取締役会において別途定めるものとする（なお、大規模買付行為に係る特定株主グループ（以下、「非適格者」という。）による権利行使は認められないとの行使条件を付すことが予定されている。）。  
なお、本「新株予約権無償割当ての概要」に用いられる用語は次のとおり定義される。  
(1) 「大規模買付行為」とは、(i) 特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株券等の買付行為もしくは結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為またはその提案（市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問わないが、あらかじめ当社取締役会が同意した者による買付行為またはその提案を除く。）、または、(ii) 前記(i)の各行為の実施の有無にかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含む。以下、本項において同じ。）との間で、当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、または当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し、もしくはそれらの者が共同

ないし協調して行動する関係を樹立する行為（ただし、当社が発行者である株券等につき当該特定の株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限る。）をいう。

- (2) 「特定株主グループ」とは、①当社株券等の所有者およびその共同所有者、②当社株券等の買付け等を行う者およびその特別関係者、または③前記①および②に該当する者の関連者をいう。
- (3) 「議決権割合」とは、特定株主グループが前記①の場合においては当該所有者の株券等保有割合をいい、特定株主グループが前記②の場合においては当該買付け等を行う者および当該特別関係者の株券等所有割合の合計をいう。
- (4) 「当社株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。
- (5) 前記(1)(ii)の「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し、もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社の株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該大規模買付者および当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとする。
- (6) 前記(1)(ii)の所定の行為がなされたか否かの判定は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとする。なお、当社取締役会は、前記(1)(ii)の所定の要件に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがある。
- (7) 「所有者」とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する所有者をいい、同条第3項に基づき所有者とみなされる者を含む。
- (8) 「共同所有者」とは、金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同所有者をいい、同条第6項に基づき共同所有者とみなされる者を含む。
- (9) 「買付け等」とは、金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含む。
- (10) 「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除く。
- (11) ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配され、もしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含む。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいう。「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義される。）をいう。
- (12) 「株券等保有割合」とは、金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいい、当該所有者の共同所有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいう。）も計算上考慮するものとする。
- (13) 「株券等所有割合」とは、金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいう。

## 8. 当社による新株予約権の取得

- (1) 当社は、当社取締役会が別に定める日の到来をもって、取締役会の決議に従い、新株予約権の全部または非適格者以外の新株予約権者が所有する新株予約権についてのみを取得することができる旨の取得条項を付すことが予定されている。

- (2) 前項に定める取得条項を付す場合において、非適格者以外の新株予約権者が所有する新株予約権を取得するときは、これと引き換えに、当該新株予約権者に対して当該新株予約権1個につき予め定める数の当社普通株式を交付する旨の定めを設けることができるものとする。

9. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会において別途定めるものとする。

10. 新株予約権証券

新株予約権に係る新株予約権証券は、発行しないものとする。

以 上